

川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 1 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和３６年川崎市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第１６条及び第１７条を削る。

第１８条中「第１７号様式、第１７号様式の２、第１８号様式、第１９号様式及び第２０号様式」を「第１６号様式から第２０号様式まで」に改め、同条を第１６条とし、第１９条を第１７条とする。

第２号様式を次のように改める。

第 2 号様式

公務災害補償認定通知書 川崎市指令消 第 号 年 月 日 様 川崎市長 印 次の災害は、.....による災害と認定しましたので通知します。	
発 生 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分頃
発 生 場 所	
被 災 者	住 所 (所属消防団)..... 職 業 (階 級).....氏 名..... 年 月 日生
理 由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 16 号様式を削り、第 17 号様式を第 16 号様式とし、第 17 号様式の 2 を第 17 号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者に対する改正後の規則第 8 条の 2 第 1 号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。